

きょうどう

2014年1月1日号

NO. 20

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



「泗水秋まつり 孔子公園」

写真提供 〓 菊池市

明けまして おめでとうございませう

2014年の幕開けです。皆様には良いお年をお迎えることと存じます。

さて、今年はどうなるでしょうか。

年末の新聞折り込みチラシの多さには驚かされます。世の奥様方は、そのチラシを一枚一枚丹念に見て、安い店の安い品物を探しだして、家計を守っています。

ところが政府のほうはどうでしょうか、日銀総裁をホワイト（白川）からブラック（黒田）に変えてまで物価を2%上げ景気の回復を計っています。

庶民の涙ぐましい努力を嘲笑うかのように、この4月から、消費税を3%上げて8%にすると言っています。庶民の懐は冷え切ったままで消費税の値上げを行うなら地域経済は益々縮小し、中小企業には、不況の大波が押し寄せ兼ねません。

その一方で、とりわけ大企業には大判振る舞いの減税です。さらに輸出産業の大企業には、毎年消費税の還付が行われています。

還付金額のもっとも多い会社は、トヨタ自動車年間1695億円、次に多い企業が日産自動車の977億円です。

まさに大企業にとっては、消費税は納める税金ではなく、国から支給される税金になっています。来年の10月からは消費税をさらに引き上げて10%にすると言っています。消費税が上がれば上がるほど大企業への還付が増加する仕組みになっています。

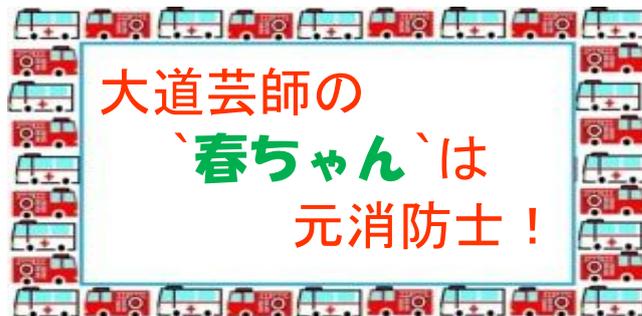
まさに庶民から消費税を吸い上げ、大企業にばらまきとも言える悪税です。

税金のありようは、法人、所得税の直接税を中心に累進課税で、所得の多い人ほどに負担をする税制に切り替えるべきです。今年事務所でもさらに研修を深めたいものです。

代表社員 甲斐健彦

【顧問先訪問】

屋号：大道芸 春ちゃん
所在地：菊池市北宮 197-5
氏名：坂本春男
開業：平成 21 年



今回の顧問先紹介は“特別企画”として「お正月」にふさわしい方を紹介いたします。菊池市在住で「大道芸師」をやっておられる「春ちゃん」こと、坂本春男さんを訪問しました。

Q：経歴をお聞かせ下さい。

A：和水町の出身で現在 64 才です。23 才より菊池消防署に 37 年間勤務し 60 才で退職。その後「大道芸」を本格的にやり始めました。

現役消防士時代はボランティアで老人ホームを述べ 200 回慰問し「かくし芸」を披露していました。当時は新聞に取り上げてもらった事もあります。又、「出初式」の花形としてよく知られる「はしごのり」も菊池地域では初めて取り組み実演を続けてきました。

そんな感じで人前で何かを披露し喜んでもらう事が元々大好きな性格ですので退職を契機に「本職」としてやってみるか！と一念発起し「大道芸」に取り組む事になりました。今は「趣味」から「生きがい」になっています。



芸の一つ「鯉のぼり」
これ腕だけで体を支えているんですよ。
64歳でこの体力 凄い！



Q：「大道芸」ってどんな事をやるんですか？

A：各地域のお祭りやイベントに出向き色々な芸を披露しています。その時々に応じて「風船バルーンマジック」「皿回し芸」「人間鯉のぼり」などの芸を「大人向き」「子供向き」に織り交ぜて行います。報酬は一律 3 万円(交通費別途相談)です。イベントの主催者は予算のやり繰りが大変でお手頃価格の私が喜ばれ徐々に依頼も増えてきています。県外からの依頼も多く遠くは長崎の五島列島まで出かけた事もあります。一番新しい「芸」として中国伝統芸能の「変面」に力を入れ取り組んでいます。



Q:「変面」とは？ 初めて聞きましたが

A:中国四川省の伝統芸能です。豪華な衣装に「布の仮面」を身にまとい音楽にあわせ踊りながら瞬時に「仮面」が切り替わります。「仮面」は12回変わります。それぞれの仮面は人間の感情、怒りや恐れ、喜び等の「喜怒哀楽」を表しています。その仕組みやからくりは「門外不出」「一子相伝」とも言われています。

中国より指導者を招き芸を教えてもらいました。「指導料」や「衣装代」は大変な金額が係りましたけども...(苦笑) 指導者は通訳も兼ねて2名来て頂き、私の家に泊まり込みで1週間、基礎をビッチリ教えてもらいました。夜は連日お酒を酌み交わしながらの「日中交流」でした。(笑)

動きが激しいので体力維持の為、仕事の無い日は10km走っています。今日も朝から走ってきました。演技をする数日前からは好きな「晩酌」も控えています。体調万全で「いい演技」を披露したいからです。



Q:テレビ出演されるそうですね

A:先日はテレビの深夜番組の取材でタレントの「英太郎」と共演しました。英太郎さんとは地域のイベントでもよく顔を合わせます。社交辞令かもしれませんが「変面」を身につけた春ちゃんは僕のライバルだと言ってくれました。(笑) 12月27日にはKKTの「テレビタミン」にも出演の予定です。



熊本県内では「春ちゃん」ただ一人
お面が瞬時に変わる「変面ショー」!



Q:今後の目標は

A:「変面」を芸の核として磨き、どんどんPRして多くの方々に見てもらいたいですね。まだ始めて間もないですが会場は大変盛り上がります。「拍手」がなによりの「報酬」だと思っています。見てもらう為に休みの日は「営業活動」もやります。「あいさつ回り」や電話をかけて「今年もよろしく」と声をかけています。大道芸は自身の「生きがづくり」それと共にお客さんから喜んでもらえれば何よりです。イベントには私、「春ちゃん」を是非および下さい。

連絡先:090-9590-8752

編集後記:交通費に通信費、材料代「3万円」の報酬ではキツイのでは?「値上げ」は考えませんか?と尋ねた所「まあ、いいか」「依頼があれば」と返事が返ってきました。春ちゃんらしいお人柄が見られました。

<所報スタッフ一同>

道理なし！ 消費税増税

やるべきは 増税の中止！ 雇用安定化、賃金上昇

一 国民に8兆円増税、大企業に減税・優遇

昨年10月1日、安倍首相は消費税を5%から8%に引き上げる「決断」を表明し、さらに前の臨時国会の所信表明で、改めて来年度からの3%引き上げを明言しました。国民には8兆円もの増税を押しつけておきながら、消費税増税で「景気悪化」が起きることを懸念してそのために6兆円規模の「経済対策」を行うとしています。その中身は復興特別法人税の前倒し廃止や投資減税など大企業減税が大半を占めています。景気悪化を懸念するのであれば、大企業減税や優遇に消えてしまう消費税増税の中止こそが最も効果ある景気対策といえます。

二 リストラ推進、雇用破壊、非正規化を促進

消費税はリストラ促進税といえる人間（労働者）をもの（物）扱いする税制です。消費税導入以来大企業は正規の社員を減らして非正規の派遣社員を増やしてきました。現在の雇用の不安定、雇用破壊、低賃金維持の要因といえます。消費税率が上がればこれに拍車をかけることになり、大企業は低賃金の非正規雇用でもうけが増大する一方、働く貧困層がさらに増加し社会的格差がいっそう拡大するとともに、景気回復の足を引っ張ることにつながります。

三 まやかしの「賃金上昇」

安倍首相は「企業収益の増加が、賃金上昇や雇用拡大につながる」として、大企業が儲かれば庶民におこぼれが回ってくると言っていますが、この論法は既に破綻したものです。今までに法人税は繰り返し減税されてきたものの、賃金は下がり続けてきたのが現実です。

1997年（消費税率が5%にup）から2012年の間に労働者の平均賃金は70万円も減少。他方大企業の内部留保は100兆円も増えているのです。世論調査や民間シンクタンクのレポートでも、企業が得たメリットを賃上げや雇用拡大に向けることには否定的な回答や見方が示されており、「2014年度の実質可処分所得が大きく落ち込むことは確実」と書いています。日経の「社長100人アンケート」によると＜賃上げを検討する＞は2.7%にすぎず、＜賃上げには応じられない＞が13.0%と＜検討＞の5倍という実態です。

世帯年収	【消費税増税などによる年収階層別負担増】			
	2014年度の負担増（円）			
	消費税	厚生年金保険料	年金減少	合計
300万円未満	57,529	4,189		61,718
300万円以上400万円未満	70,888	6,176		77,064
400万円～500万円	78,869	7,892		86,761
500万円～600万円	87,591	9,653		97,244
600万円～700万円	95,562	11,419		106,981
700万円～800万円	101,222	13,177		114,399
800万円～900万円	110,225	14,939		125,164
900万円～1000万円	115,128	16,691		131,819
1000万円以上	142,147	24,639		166,786
高齢者無職世帯	78,382		21,859	100,241

(しんぶん赤旗 2013.10.5 による)

四 虚構のGDP増

「内需の動きに底堅さがみられ、景気が引き続き上向いている」－7～9月のGDP発表を受けて、政府は経済の引き続き上昇を強調していますが、経済成長は大幅に減速しています。7～9月の成長率（年換算）は+1.9%です。1～3月の+4.3%、4～6月の+3.8%と比べて半分程度でしかありません。家計の所得が減少し家計消費支出が1～3月+0.8%、4～6月+0.6%だったのが7～9月+0.1%と伸び率は大幅に減少しました。GDPの6割近くを占める個人消費が伸び悩んでいるのに成長率がプラスになったのは、住宅建設の駆け込み需要の発生やアベノミクスでの大型プロジェクトの公共事業によるもので、消費税増税を前提にした動向によって経済が成長しているように見える「上げ底成長」といえるものにすぎません。

五 消費税増税は中止！ 消費税に頼らない道筋を！

「法律どおり」に消費税増税を実施することには、国民の2～3割しか賛成していません。安倍自公政権の消費税増税路線は、多数の国民の声に背を向けるものです。同時に今度の消費税増税は上述のとおり道理のかけらもないものです。消費税の増税は中止して、消費税に頼らない税制・財政への転換と仕組みの構築、社会保障の充実や雇用の安定化に取り組むべきです。（荒尾壽味雄）

家計に痛苦、企業は優遇

消費税10%が前提－「税制改正」大綱－

自・公両党は12月12日、2014年度「税制改正」大綱を決定しました。4月から消費税増税が控えている中で、さらに家計の負担が増える「庶民増税」の一方、大企業や一部の業界を優遇する企業減税が強化されています。今回の大綱に「軽減税率」を設けることや「簡素な給付」などが盛り込まれましたが、これらは消費税10%への増税が前提です。消費税が増税されると低所得者ほど負担が重くなり、消費税の「逆進性」で貧困と格差拡大をさらに進行させることとなります。

<2014年度与党「税制改正」のポイント>

- 消費税**：生活必需品などの税率を抑える軽減税率について、財源確保などを条件に、消費税率10%時に導入する。
- 給与所得控除**：年収1,200万円超のサラリーマンは16年1月から、同1,000万円超は17年1月から所得税・住民税を増税する。
- 法人実効税率**：ありかたについて引き続き検討を進める。復興特別法人税は13年度末で廃止する。
- 交際費**：大企業を対象に交際費の50%（飲食に限る）を損金に算入できる制度を創設する。
- 自動車課税**：15年4月以降に購入した新車を対象に、軽自動車税を引き上げる。自家用車の場合、現行の1.5倍となる10,800円に。
消費税率8%へ引き上げ時に、自動車取得税の税率を引き下げる。

相続が“争族”にならないために ④



五 相続税大増税に備えよう

平成27年1月1日以後の相続から、相続税の基礎控除が現行の60%相当額に引き下げられて、相続税の大増税が実施されます。基礎控除が引き下げられるということは、現行では課税の対象にならない場合でも、今後は相続税申告の対象となる家庭が増加することになります。相続の「時期」を決めることはできませんが、その時に備えておくことは大事です。以下の表は、A；親子4人の家庭での相続の形態別の基礎控除額の対比、B表は、現行の基礎控除額相当の相続財産の場合、現行では税額はゼロですが、「改正」による税額がどのようになるかの一の試算です。

A

① 親が死亡し配偶者と子1人が相続人の場合

基礎控除	現行	7,000	万円
	改正後	4,200	万円

<配偶者控除有>

② 親が死亡し配偶者と子2人が相続人の場合

基礎控除	現行	8,000	万円
	改正後	4,800	万円

<配偶者控除有>

③ 親が死亡し子1人が相続人の場合(配偶者は既没)

基礎控除	現行	6,000	万円
	改正後	3,600	万円

④ 親が死亡し2人が相続人の場合(配偶者は既没)

基礎控除	現行	7,000	万円
	改正後	4,200	万円

⑤ 両親は既没、子が死亡し子1人が相続人の場合

基礎控除	現行	6,000	万円
	改正後	3,600	万円

● 被相続人(死亡した者)
○ 相続人
✕ 既没者 (相続開始前に死亡した者)

<基礎控除>
現行=5,000万円+1,000万円×相続人の数(平成26年12月31日まで)
改正後=3,000万円+600万円×相続人の数(平成27年1月1日から)

B

【相続税の負担額の変化の例】

単位=万円

法定相続人数	基礎控除額		相続財産の額	課税価額		相続税額	
	現行	改正後		現行	改正後	現行	改正後
1人	6,000	3,600	6,000	0	2,400	0	310
2人	7,000	4,200	7,000	0	2,800	0	320
3人	8,000	4,800	8,000	0	3,200	0	≒330
4人	9,000	5,400	9,000	0	3,600	0	360
5人	10,000	6,000	10,000	0	4,000	0	400

* 現行の基礎控除額の相続財産額の場合の、改正後(平成27年以降)の相続税額の試算。
* 特例(配偶者控除等)は加味されていない。

6

2013年 日本平和大会 in 岩国 (職員：田中茂雄)

山口県岩国市で11月15日から行われた日本平和大会に熊本県代表団の一員として参加しました。

1日目は宮島探索に参加しました。宮島には飛行機の騒音を測定する機械が設置してあり、岩国基地の影響を少なからず受けていることが分かりました。

2日目は岩国基地調査・青年集会に参加しました。岩国基地調査では、飛行場の周辺を調査した際、自衛隊の偵察機の着陸と戦闘攻撃機ホーネットの離陸を偶然見ることが出来ました。戦闘攻撃機ホーネットの音は周りの音がほとんど聞こえないぐらいの騒音でした。1機でも凄い騒音ですが、新滑走路ができて滑走路の幅が45mから60mになり戦闘攻撃機2機の編隊離着陸が可能になったことでさらに騒音がひどくなっているのでは？と感じました。実際に、岩国市への航空機騒音に対する苦情件数は2008年以降急増し2010年の新滑走路運用開始以降も増え続け2012年には1977年以降最多となっているとのことでした。



顧問先の皆様には、参加費用のカンパをいただきましてありがとうございました。

青年集会ピースシャウトでは、沖縄県から参加した方の那覇市おもろまちの話が印象的でした。那覇市おもろまちは基地を全面返還された後、就業率・経済効果が大幅に増加しているとの事でした。米軍基地があるおかげで経済が成り立っているという話を耳にしますが、「おもろまち」の例を上げれば決してそうじゃないということを感じました。

3日目の閉会集会では最後にステージに上がる機会があり、より一層身が引き締められました。

パソコンちょっと一言...

※ windows XP 及び Microsoft office2003(EXCEL2003,Word2003 等)のサポート期限が平成26年4月9日をもって終了します。

「使えるから使い続けよう」とか「もったいない」は注意が必要です。

Microsoft から更新プログラムの提供がされず、お手持ちのパソコンがウイルスに対し非常に危険にさらされ、自身のパソコンのみならず取引先のパソコンまでメールやUSBメモリを介してウイルス汚染されてしまいます。企業の信用問題にも関わるとお思いますので、最新のOSへの移行またはセキュリティソフトの最新版を更新していく等の対応をお考え下さい。



年末調整の準備について

年末調整事務に取りかかります。

源泉所得税の納期限は毎月納付の方は**1月10日(金)**、
納期の特例の方は**1月20日(月)**です。

必要書類をご用意の上、ご来所ください。

納期限まで納付できない場合は、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。

確定申告のご案内

◆早めの準備で確定申告

☆今年もいよいよ確定申告の時期がやってきます。申告期限は、**3月17日(月)**です。

まだ先のことと思っていると慌てることになります。
早めに準備をして、しっかりと申告を済ませましょう。

☆決算・確定申告関係資料は、2月中旬まで

に、お持ち込み下さるようお願い致します。

詳しい準備物に関しては、各担当者にお問い合わせください。

当事務所では、職員一同、万全の態勢を整えてお待ちしております。

共同経理では、皆さんの身の回りの事に対するご相談にも応じています。お気軽にご相談にお出で下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活のお悩みにもご相談に応じます。特別に費用がかかる事案以外は無料です。必要に応じ弁護士等の専門家をご紹介します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

事前の対策で無用の争いを避け、経済的負担の軽減が可能です。ご相談に対応し最良の対策をご提案出来ます。不動産の売買や名義変更の際にも、お気軽にご相談下さい。

税務スケジュール

1月 6日(月)	10月決算法人の確定申告期限
1月20日(月)	25年7月～12月分源泉所得税納期特例届出書提出者の納期限
1月31日(金)	給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限	
2月28日(金)	12月決算法人の確定申告期限
3月17日(月)	25年分所得税の確定申告期限
3月31日(月)	25年分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限	
4月30日(水)	2月決算法人の確定申告期限
6月 2日(月)	3月決算法人の確定申告期限
6月30日(月)	4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月6日(月)

臨時休業 3月18日(火)

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(金)・2月12日(水)・3月10日(月)
4月10日(木)・5月9日(金)・6月10日(火)となっております。

《受付：12時30分から 相談開始：13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理

〒861-1305 菊池市北宮 317-15

TEL 0968(25)1036

FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見やご要望をお聞かせください。